

留保申請者及び専門医資格停止者(未提出、更新が承認されなかった方)

## の資格更新について

海外留学、病気、出産、育児、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間、留保申請が可能です。なお、出産、育児に関しては、留保期限は原則1年間とします。留保期間中は、専門医資格は有するものとします。

(日本形成外科学会専門医生涯教育制度細則 第12条より)

5年間で必要な単位を獲得し得ない方は専門医資格を停止しますが、続く2年で所定の単位を獲得すれば更新が可能です。なお、停止期間中は更新の資格は保有しますが、専門医資格は停止となります(専門医と標榜できない)。

(上記細則 第11条より)

※なお、6年更新の方は、下記5年を6年と置き換えてご対応ください。

### 1. 留保申請者の更新申請について

例：【2009年4月1日に専門医更新】2009年1月1日～2013年12月31日の5年間  
→2010年1月1日～2010年12月31日病気療養

2013年

2009年	2010年 【療養】	2011年	2012年	2013年 11月申請書 類到着	
-------	---------------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間(2014年1月15日)までに【留保申請書】を提出

※留保申請書は学会ウェブサイト

会員の方へ >申請書類 >専門医更新申請書類関連

[http://www.jsprs.or.jp/member/application\\_forms/#title04](http://www.jsprs.or.jp/member/application_forms/#title04)

→専門医更新審査会にて承認

2014年

2009年	2010年 【療養】	2011年	2012年	2013年	2014年 11月申請書 類到着
-------	---------------	-------	-------	-------	------------------------

1年間の留保申請が承認されているので、2009年1月～2014年12月のうち、【留保申

請期間】を除いた5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。

## 2. 専門医資格停止者（未提出、更新が承認されなかった方）の更新申請について

例：【2009年4月1日に専門医更新】2009年1月1日～2013年12月31日の5年間

2013年

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年 11月申請書 類到着	
-------	-------	-------	-------	------------------------	--

↓ 書類提出期間(2014年1月15日)までに書類を提出

→未提出

→2014年4月1日より専門医資格停止

2014年

2009年 無効	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 11月申請書 類到着
-------------	-------	-------	-------	-------	------------------------

直近の5年間の生涯教育基準点数を提出する必要があるため、2009年分の点数は無効となる。2010年1月～2014年12月の5年間の学会出席、学会発表、論文などを細則第14条、第15条、第16条に従って申請する。